

COMMONSPIRIT HEALTH

政府政策

件名: 請求および回収

発効日:

未定

方針番号: Finance G-004

最初の発効日:

2021年7月1日

方針

本ポリシーの目的は、内国歳入庁(IRC)セクション501(r)および適用される回収に関する法律および規制の遵守、患者の満足度、および効率性を促進する方法で、請求、回収、および回復機能を行うための明確で一貫したガイドラインを提供することです。本ポリシーは、病院施設が緊急医療および医療上必要なケア（以下、EMCare）の提供に関連して滞納している患者アカウントの回収行為を行う状況を概説し、許可する回収行為を特定するものである。本方針では、未払いが発生した場合に、病院施設がEMCareの請求額の支払いを受けるために講じることができる措置について規定しています。これには、許容される回収措置が含まれますが、これらに限定されません。

規模

本ポリシーは、CommonSpirit

Health、およびその各免税直接関連会社（¹

）、免税完全子会社（²

）、ならびに契約または定款において、当該子会社または関連団体がCommonSpiritのポリシーおよび手順を遵守することを明示的に要求または規定している、病院施設を運営するその他の非完全子会社または関連団体（以下「準拠団体」という）に適用される。

（個別に「CommonSpirit病院組織」、総称して「CommonSpirit病院組織」という）。CommonSpiritの方針は、回収および回復活動の実施において、最高水準の倫理と誠実さに従うこと、また各病院施設でのCommonSpirit病院機構のすべての患者に対する公正な治療の回収プロトコルに従うことです。

原則

CommonSpirit

病院機構

の患者がサービスを受けた後、病院施設は患者 / 保証人および該当する支払者に正確かつタイムリーに請求します。この請求および回収のプロセスにおいて、スタッフは質の高い顧客サービス

¹「直接関連会社」とは、CommonSpirit

Healthが唯一の法人会員または唯一の株主であるあらゆる法人、ならびにコロラド州の非営利法人であるDignity Community Careを指します。

²「子会社」とは、直接関連会社が、当該組織の統治機関の議決権を有する構成員の50パーセント（50%）以上を任命する権限を有する、あるいは当該組織の議決権の50パーセント（50%）以上を保有する、非営利・営利を問わず、いかなる組織、または子会社がそのような権限または議決権を保有するいかなる組織を指す。

（直接関連会社が特定の意思決定権限を付与される会員権または有価証券によって証明されるもの）を有する組織、または子会社がそのような権限もしくは議決権を有する組織のいずれかを指す。

発効日: 未定 1ページ/11ページ中

請求および回収ポリシー

© 2021-2026 CommonSpirit Health.部外秘

を提供し、適時フォローアップを行います。また、未払いの請求についてはすべて、適用される法令および規制に従って処理されます。また、CommonSpiritの価値観では、すべての個人が尊敬と思いやりを持って扱われることが求められています。CommonSpiritは、ある種の回収行為をCommonSpiritの組織的価値観に抵触するものと定義し、その使用をいかなる場合も禁止しています。

申請

A. このポリシーは以下に適用されます。

- CommonSpirit 病院機構が病院施設内で提供するEMCareのすべての料金。
- CommonSpirit
病院機構に雇用されている医師または上級臨床医が病院施設内で提供するEMCareのすべての料金（当該ケアが病院施設内で提供される場合）。
- 実質的な関連団体に雇用されている医師または上級臨床医が病院施設内で提供するEMCareのすべての料金。
- 患者が料金を負担することになる場合に患者に提供される、保険適用外の医療上必要なケア。例えば、滞在期間の制限を超えた日数分の料金や、患者の給付金を使い果たされた状況での料金などが該当します。
- 上記のEMCareのために支払うべき金額を回収するために、病院施設、請求および回収サービスの指定サプライヤー、またはその第三者である病院組織の回収エージェントが行うあらゆる回収および回復活動。このような収集および回収活動を管理するすべての第三者契約には、本ポリシーの遵守およびその不遵守の結果としての失敗に対する補償を要求する条項が含まれていなければなりません。これには、後に病院施設の債務を販売または紹介する第三者間の契約が含まれますが、これに限定されません。

B. 他の法律との調整

財務支援の提供、患者アカウントの請求および回収は、現在または将来において、連邦法、州法、または地域法に基づく追加規制の対象となる可能性があります。そのような法律は、本ポリシーよりも厳しい要件を課している範囲内で適用されます。後に採用された州法又は地方法が本ポリシーと直接競合する場合、CommonSpirit病院組織は、現地のCommonSpirit・リーガルチームの代表者、CommonSpirit・レベニューサイクルのリーダー、及びCommonSpirit・タックスのリーダーと協議の上、次のポリシー見直しサイクルまでに、適用される法律に準拠するために必要な本ポリシーへの最小限の変更を加えた本ポリシーの補遺を採用することが認められるものとします。

原則

CommonSpirit

病院機構は、請求書、書面、電話などを用いて、患者・保証人に経済的責任と利用可能な経済的支援の選択肢を伝えるとともに、未払い金に関して患者・保証人にフォローアップを行うよう、真摯に努力します。CommonSpirit

病院機構は、カトリックの医療機関として、提供されるサービスへの支払い能力に関わらず、患

発効日: 未定 2ページ/11ページ中

請求および回収ポリシー

© 2021-2026 CommonSpirit Health.部外秘

者や医療を求める人々のニーズに応えるよう求められています。

最後に、CommonSpirit

病院機構は、IRC

セクション501(c)(3)に基づき、慈善団体（すなわち、非課税）として指定されています。IRC

セクション501(r)に従い、特に非課税を維持するためには、各CommonSpirit 病院機構

は、病院施設でEMCareを受ける患者さんに関して以下のことをしなければなりません。

- 経済的支援を受ける資格のある個人がEMCareに対して請求する金額を、当該ケアをカバーする保険に加入している個人に対して一般的に請求される金額（AGB）を超えないように制限する。
- その他のすべての医療について、経済的支援の対象となる個人への請求額は、総請求額以下とすること。
- 病院施設が、当該個人が「CommonSpiritガバナンス方針 Finance G-003: 財政支援」に基づく支援の対象となるかどうかを判断するために合理的な努力を尽くすまでは、特別な回収措置を講じてはならない。

定義

「通常請求額（AGB）」とは

、本財政支援方針に基づき財政支援の対象となる患者が、すべての控除および割引（本方針に基づき適用される割引を含む）が適用され、かつ保険会社からの払い戻し額が差し引かれた後、自己負担として支払うべき最大金額を意味します

。財政支援の対象となる患者は、患者に提供されるEMCareのAGBを超えて請求されることはありません。CommonSpiritは、「ルックバック」方式を用いて施設ごとにAGBを算出しています。これは、CommonSpiritが提供するEMCareの「総料金」に、連邦法に定められたMedicareおよび民間保険の下で認められた過去の請求に基づくAGBパーセンテージを乗じるものです。本ポリシーにおける「総請求額」とは、各病院施設が定める料金表（チャージマスター）に記載されている、EMCareの各サービスに対する金額を意味します（または「～の金額をいう」）。

「申請期間」とは

、コモン・スピリット病院組織が患者に対し、経済的支援の申請手続きを完了するために設けた期間をいう。その有効期限は、(i)

患者が病院施設を退院した日またはEMCareを受けた日から365日後、あるいは (ii)

病院施設でEMCareに関する退院後の最初の請求書を受け取った日から240日後のいずれか遅い方の日となります。

救急医療（EMCare）、救急医療処置および分娩に関する法律（EMTALA） — 社会保障法（42 U.S.C. 1395dd）第1867条に定義される緊急医療状態について、病院施設で治療を求める患者は

、差別を受けることなく、また治療費の支払能力にかかわらず、治療を受けなければならない。

さらに、EMCareの提供を妨げる債権回収・回収活動を容認することなど、患者がEMCareの利用をためらうような行為は、これらに限定されないが、一切禁止される。また、病院施設は、緊急医療状態に関するケアの提供について、連邦および州のすべての要件（EMTALAに基づくスクリーニング、治療、および転院の要件を含む）に従い、かつ42 CFR

482.55（またはそれに代わる規制）に従って運営されなければならない。医療機関は、緊急医療状態の定義およびそれぞれについて従うべき手順を決定するにあたり、CommonSpiritのEMTALA方針、EMTALA規制、ならびに適用されるメディケア/メディケイドの参加条件を参照し、

発効日：未定 3ページ/11ページ中

請求および回収ポリシー

© 2021-2026 CommonSpirit Health.部外秘

それらに基づいて対応すべきである。

特別回収措置（ECA）

当病院は

、当病院のFAPに基づく適格性を判断するために合理的な努力を尽くすまでは、個人に対してECAを実施することはありません。ECAには、医療費の支払いを確保するために講じられる以下の措置のいずれかが含まれる場合があります：

- 連邦法で明示的に規定されている場合を除き、個人の債務を他者に売却すること、および
- 個人に関する不利な情報を消費者信用情報機関に報告すること。

ECAには、病院施設がケアを提供した人身事故の結果として個人（またはその代理人）に支払われる判決、調停または和解金の収益に対して、病院施設が州法に基づいて主張する権利を有する先取特権は含まれません。

「経済的支援」とは

、病院施設で提供されるEMCareの予想自己負担額を全額支払うことが経済的に困難であり、かつ当該支援の受給要件を満たす患者に対して提供される支援をいう。被保険者に対しては、その保険会社との契約で認められている範囲内で、経済的支援が提供されます。

「財政支援方針（FAP）」とは、CommonSpiritガバナンス方針「財務 G-003: 財政支援」を指し、これには、CommonSpiritの財政支援プログラムの概要、すなわち、患者および保証人が財政支援の対象となるために満たすべき基準、ならびに個人が財政支援を申請するための手続きが記載されています。

「保証人」とは、患者の医療費の支払いに法的責任を負う個人をいう。

「病院施設（または施設）」とは

、州により病院としての免許、登録、またはこれに準ずる認定を受けることが義務付けられており、かつコモン・スピリット・ホスピタル・オーガニゼーションによって運営されている医療施設をいう。請求および回収業務の遂行に関して、「病院施設」という用語には、指定供給業者も含まれる場合があります。

「医学的に必要なケア」とは

、（医療提供者によって）あらゆる状態、生命を脅かし、苦痛や痛みを引き起こし、病気や虚弱状態をもたらし、障害を引き起こすか悪化させる恐れがあり、あるいは身体的変形や機能不全を引き起こす、あるいは奇形のある身体部位の機能を改善するために必要であると（医療提供者によって）合理的に判断されるあらゆる処置をいう。ただし、他に同等に有効で、より保存的、または費用の低い治療法が存在しない場合に限る。「医学的に必要な治療」には、正常であるか、あるいは正常に機能している身体部位の審美性を向上させることのみを目的とした、選択的または美容的な処置は含まれません。

「通知期間」とは

、病院施設がEMCareに関する退院後の最初の請求書を発行した日から始まる120日間の期間を

発効日：未定 4ページ/11ページ中

請求および回収ポリシー

© 2021-2026 CommonSpirit Health.部外秘

いう

。施設は、患者が経済的支援の対象となるかどうかを判断するために合理的な努力がなされていない限り、通知期間中はECAの実施を控えるものとする。

病院施設の運営

病院施設は、自社の従業員による運営、あるいは他の組織への運営委託のいずれかの方法によって運営されているものとみなされる。また、コモン・スピリット病院組織が、州の認可を受けた病院施設を直接運営する、あるいは他のパートナーシップとして課税される事業体を通じて間接的に運営する事業体に対して、資本的持分または利益持分を有している場合、当該病院施設はコモン・スピリット病院組織によって運営されることもある。

「推定に基づく財政援助」とは

、第三者業者から提供された情報やその他の公開情報に基づいて、財政援助の受給資格を判断することを指します

。患者が経済的支援の対象者であると推定された場合、対象者が推定対象者である期間、EMCareが無料または割引で提供されます。CommonSpiritガバナンス方針「財務 G-003: 財政支援」の「推定適格性」の項も参照のこと。

「実質的に関連する事業体」とは

、コモン・スピリット病院組織に関して、連邦税法上パートナーシップとして扱われる事業体（当該病院組織が資本持分または利益持分を保有するもの）、または当該病院組織が唯一の構成員もしくは所有者である無視される事業体（disregarded entity）のうち、州の認可を受けた病院施設においてEMCareを提供するものをいう

。ただし、当該ケアの提供が、当該病院組織に関して内国歳入法（IRC）第513条に規定される無関係な事業に該当する場合はこの限りではない。

「財政支援申請（FAA）」が提出された際のECAの一時停止とは

、施設（またはその他の権限を有する当事者）が、以下のいずれかが満たされるまで、EMCareの支払いを受けるためにECAを開始しないこと、または以前に開始されたECAについてそれ以上の措置を講じないことを意味します：

- 施設は、記入済みのFAP申請書に基づいて個人がFAP適格者であるかどうかを判断し、記入済みのFAAまたは以下について、ここに定義されている合理的努力の要件を満たした。または
- 不完全なFAAの場合、個人が、追加情報や文書の提出を求められても、それに応じるために与えられた合理的な期間（30日）内に応じられなかった場合。

「無保険者」とは、

民間保険会社、ERISAプラン、連邦医療保険プログラム（メディケア、メディケイド、SCHIP、TRICAREなどを含むが、これらに限定されない）、労災保険、または支払義務の履行を支援するその他の第三者による補償を受けていない個人をいう。

「保険不足者」とは

、民間または公的保険に加入している個人であって、本保険契約の対象となるEMCareの予想自己負担費用を全額支払うことが経済的に困難な者を指します。

発効日：未定 5ページ/11ページ中

請求および回収ポリシー

© 2021-2026 CommonSpirit Health.部外秘

請求の実務

CommonSpirit

病院機構は、CommonSpirit病院機構で提供されたEMCareに関連するアカウントの回収において、以下のような標準的な手順に従います。

A. 保険請求

- すべての被保険者について、病院施設は該当する第三者支払者に適時に請求します（患者 / 保証人から提供された情報または検証された情報、あるいは他の情報源から適切に検証された情報に基づきます）。
- 病院施設の過失により支払者が有効な請求を拒否した（または処理されなかった）場合、病院施設は支払者が請求を支払った場合に患者が負担したであろう金額を超える金額を患者に請求しません。
- 有効な請求が、病院施設の管理外の要因により支払者に拒否された（または処理されなかった）場合、スタッフは請求の解決を促進するために、支払者および患者に適切なフォローアップを行います。合理的なフォローアップを行っても解決に至らない場合は、病院施設は患者に請求するか、支払者との契約に基づいて他の措置を取ることがあります。

B. 患者への請求

- すべての患者 / 保証人には、病院施設の通常の請求処理の一環として、直接かつ適時に請求書を発行し、明細書を受け取ります。
- 保険加入患者については、利用可能なすべての第三者支払機関による保険金請求の処理が完了した後、病院は、保険給付に基づき決定された各患者および保証人の負担額について、速やかに請求を行います。
- すべての患者 / 身元保証人は、いつでも自分の口座の明細書を要求することができ、病院施設はこれを提供します。
- 患者が自分のアカウントに異議を唱え、請求書に関する文書を要求した場合、スタッフは要求された文書を（可能であれば）10日以内に書面で提供し、アカウントを回収に回す前に、少なくとも30日間アカウントを保持します。
- 病院施設は、一回での支払いが困難であることを示す患者 / 保証人に対して、支払いプランの手配を承認するものとします。
- レベニューサイクルリーダーシップは、特別な事情がある場合には、ケースバイケースでこの規定を例外的に適用する権限を有します（業務手順書に従う）。
- 病院施設は、患者主導の支払調整に応じる必要はなく、患者が設定された支払計画に不履行となった場合には、以下に説明するように、第三者の回収業者にアカウントを照会することができます。

C. 回収行為

- 病院施設、指定サプライヤー、またはその第三者回収業者が行うすべての回収活動は、債権回収業務に関するすべての連邦法および州法に準拠しています。
- すべての患者 / 保証人は、補遺Aに記載されているように、金銭的支援、支払計画の

発効日: 未定 6ページ/11ページ中

請求および回収ポリシー

© 2021-2026 CommonSpirit Health.部外秘

選択肢、およびアカウントに関して利用可能なその他の該当プログラムについて、病院施設に連絡する機会を持つものとします。

- 病院施設のFAPは無料で利用できます。
- 病院施設のFAPについて質問のある方は、金融相談室に電話または直接お問い合わせください。
- 病院施設は、関連する州法および連邦法を遵守し、本ポリシーの規定に従って、患者の未払い金を回収するために、許可されたECAを含む回収活動を行うことができます。
 - 一般的な回収活動には、電話連絡、明細書の発行、その他標準的な業界慣行に従った合理的な努力が含まれます。
 - 患者残高は、施設の裁量により、適用されるすべての連邦、州、および地域の無差別慣行を遵守して、第三者に回収を依頼することができます。当施設は、債権回収会社に委託された債務の所有権を維持し、患者の口座は以下の注意事項に基づいてのみ回収に回されます。
 - 患者が債務を負っていると信じるに足る合理的な根拠があること。
 - 患者 / 身元保証人が迅速かつタイムリーに特定した第三者支払機関に、適切な請求がなされており、残りの債務は患者の金銭的責任であること。病院施設は、保険会社または第三者が支払う義務のある金額を患者に請求しません。
 - 病院施設は、アカウント上の請求が第三者支払者からの支払いを保留している間は、アカウントを回収に回さない。ただし、解決に向けて努力しているにもかかわらず、第三者支払人との間で不合理な長さの「保留」状態が続いている請求は、「拒否」と再分類されることがあります。
 - 病院施設の過失により保険金請求が拒否された場合、病院施設はアカウントを回収に回しません。ただし、病院施設は、そのような請求のうち患者責任部分が未払いの場合は、回収に回すことができます。
 - 病院施設は、患者が最初に経済支援を申請し、病院施設がまだその口座に関して合理的な努力（以下に定義）をしていない場合、その口座を回収に紹介しません。
 - 破産免責の通知を受け取った場合、CommonSpiritの病院施設は、回収業者への委託を含め、すべての回収の試みを中止します。患者 / 債務者は、通知の受領後、電話、手紙、明細書を含むいかなる方法でも連絡を受けることはありません。すべての連絡は、必要に応じて管財人または当該案件を担当する弁護士と行わなければなりません。
 - CommonSpiritガバナンス方針「財務 G-003: 財政支援」に定義される「患者協力基準」に従っている限り、いかなる施設も、未払いの自己負担分について、第三者の債権回収業者に委託してはならない。

合理的な努力と異常な回収行為

EMCareの支払いを得るためにECAを行う前に、病院施設は、個人が経済的支援を受ける資格があるかどうかを判断するために合理的な努力をしなければなりません。いかなる場合も、すべての合理的な努力がなされない限り、ECAは、施設が退院後の最初の請求書を提供した日から120

発効日: 未定 7ページ/11ページ中

請求および回収ポリシー

© 2021-2026 CommonSpirit Health.部外秘

日（または適用法で要求される場合はそれ以上）前に開始されません（すなわち、通知期間中）。以下のシナリオでは、ECAに取り組む前に施設が行わなければならない合理的な努力について説明しています。

A. ECA の実施 - 通知要件

- 施設内で提供されるEMCareについては、ECAを開始する前に、ここに記載されているFAPについて患者に通知する必要があります。通知要件は以下の通りです。
 - 通知書 当該病院は
、ECAを開始する少なくとも三十（30）日前に、患者に対して書面による通知（通知書）を交付することにより、FAPについて通知するものとします。通知書には、以下の事項を記載しなければなりません：
 - FAPの概要を平易な言葉で記載すること。
 - 資格のある人に財政援助が可能であることを示す。
 - 支払うべき金額が支払われない場合、または申請期間の最終日までに指定された期限までにFAAが提出されない場合に、病院施設（またはその他の権限のある者）がEMCareの支払いを得るために開始する予定のECAを特定すること。
 - 口頭による通知 通知書の送付と併せて
、当院は、患者から提供された最新の電話番号を用いて、受付手続きの際に、FAPに基づく支援を受ける方法について患者に口頭で通知するよう努めます。この試みは、その都度記録されることになる。
 - 複数のケアエピソードが発生した場合の通知 —
病院施設は、複数のEMCareケアエピソードについて、この通知要件を同時に満たすことができ、EMCareの未払い請求額に対する支払いを獲得するために施設が開始する予定のECAについて、当該個人に通知することができる。ただし、施設が、個人のEMCareの複数回の利用期間にわたる未払い請求額を合算した上で、それらの請求額の支払いを確保するために1件以上のECAを開始する場合、合算対象に含まれる最新のEMCare利用期間について、退院後の最初の請求書が発行されてから120日が経過するまでECAの開始を控えない限り、その個人がFAPの対象となるかどうかを判断するための合理的な努力を行ったとはみなされない。

B. 患者が不完全なFAAを提出した場合の合理的な努力

- 病院施設は、患者 / 身元保証人に対して既に開始されているECAを、経済的支援の適格性が決定されるまで中断します。
- 病院施設は、FAAを完了したとみなすために患者または保証人が提出しなければならない必要書類のリストを記載した書面による通知を患者に提供し、必要な情報を提供するために30日間の猶予を与えます。この通知には、FAAに関する情報の提供やその作成支援を行うことができる施設、または施設内の各部署の連絡先情報（電話番号や所在地など）が記載されます。

C. 完成したFAAを提出した場合の合理的な努力

発効日：未定 8ページ/11ページ中

請求および回収ポリシー

© 2021-2026 CommonSpirit Health.部外秘

- 申請期間中に患者が記入済みの**FAA**を提出した場合、病院施設は以下を行わなければなりません。
 - **EMCare**の支払いを受けるための**ECA**を一時停止します。
 - 当該患者が**EMCare**に対する**FAP**適格者であるかどうかを判断し、当該適格性の判断（該当する場合は、当該患者が適格とされる支援を含む）およびその判断の根拠を書面で通知します。
 - 病院施設が、個人が**EMCare**の**FAP**適格者であると判断した場合、病院施設は以下を行わなければならない。
 - **EMCare**のために支払った金額（病院施設、または病院施設が**EMCare**のために個人の債務を照会または販売した他の当事者にかかわらず）が、**FAP**適格者として個人的に支払う責任があると判断された金額を超える場合は、個人に返金する。
 - 消費者報告機関または信用調査機関に報告された不利な情報を個人の信用報告書から削除することを含め、**ECA**を元に戻すために合理的に利用可能なすべての手段を講じること。
 - 病院施設が、個人が**EMCare**に対する**FAP**適格者ではないと判断した場合、病院施設は合理的な努力をしたことになり、許可された**ECA**に従事することができます。

D. 直近のエピソードの **EMCare に関する退院後の最初の請求書発行から 90 日以内に **FAA** が提出されない場合の合理的な努力**

- 施設は、合理的な努力- **ECA** への関与- 通知要件に記載されているとおり、通知書を発行する。通知書の送付後30日以内に**FAA**を受領しなかった場合、**FAP**適格性を判断するための合理的な努力を行うという要件は満たされたことになります。したがって、病院施設は、退院後の最初の請求書発行から120日後から、本ポリシーで認められている**ECA**を実施することができます。
- **免除 -**
いかなる場合においても、病院施設は、本方針に規定される「合理的な努力」の要件を満たすことを目的として、個人が経済的支援を申請しない旨の口頭または書面による免除を、いかなる個人からも受け入れることはありません。

E. 許容される特別な回収行為

- 上記に概説された財政支援の受給資格を判断するために、通知義務を含む合理的な努力を行った後、病院施設（またはその他の権限を有する者）は、**EMCare**の支払いを受けるために、以下の**ECA**を実施することができる：
 - 連邦法で明示的に規定されている場合を除き、個人の債務を他者に売却すること、および
 - 個人に関する不利な情報を消費者信用情報機関に報告すること。

医療機関は、患者がメディケイドまたはその他の公的医療保険制度に基づく医療保険の適用を申請したことを示す書類を提出した場合、当該患者に対する**ECAs**の実施を控えるものとする。た

だし、当該患者の当該制度への適格性が確定し、かつEMCareに関する第三者からの利用可能な保険給付の請求および処理が完了するまでは、この限りではない。

F. 合理的な努力-第三者との契約

- EMCareに関連する個人の債務を他者に販売または紹介する場合（内国歳入庁の財務規則に記載されているECAとみなされない債務販売を除く）、病院施設は当事者と法的拘束力のある書面による契約を締結し、適用可能な範囲で実施します。個人のFAP適格性を判断するために合理的な努力をするという要件を満たすために、これらの契約には少なくとも以下の規定が含まれていなければならない。
 - 債務の紹介または売却後、申請期間の終了前に個人がFAA（完全か不完全かは問わない）を提出した場合、当事者はEMCareの支払いを得るためにECAを一時停止します。
 - 債務の紹介または販売後、申請期間の終了前に個人がFAA（完全か不完全かを問わない）を提出し、EMCareに対するFAP適格性があると判断された場合、当事者は適時に以下のことを行います。
 - 契約書および本ポリシーに記載されている手順を遵守し、個人がFAP適格者としてEMCareを支払う必要がある以上の金額を当事者および病院施設に支払うことがなく、また支払う義務もないようにする。
 - 該当する場合、および当事者（病院施設ではなく）がそうする権限を有する場合、個人に対して行われたECA（債務の売却を除く）を取り消すために、合理的に利用可能なあらゆる手段を講じます。
 - 応募期間中に第三者契約者が後続者（第4者）に債務を照会または売却する場合、第三者契約者は、本項に記載されたすべての要素を含む契約書を後続者から取得します。
 - 第三者契約者は、未払いの患者さんの口座を解決するために、合理的な努力をしなければなりません。積極的または非倫理的な回収方法は許されません。

G. 合理的な努力-文書の電子的提供

- 病院施設は、ここに記載された書面による通知または連絡事項を、電子的に受け取ることを希望することを示した個人に対して、電子的に（例えば、電子メールで）提供することができます。

資金援助に関する文書

A. リクエストの処理

- 人間の尊厳とスチュワードシップというCommonSpiritの価値観は、申請手続き、経済的必要性の判断、および援助の付与に反映されるものとします。
- 財政援助の要請は速やかに処理され、病院施設は、申請書を受領してから30日から60日以内に、患者または申請者に書面で通知するものとします。
- 病院施設は、虚偽の情報や信頼性の低い情報、または強制的な方法で得られたと信じるに足る情報に基づいて、適格性の判断を行うことはありません。

- **FAA**の完了に基づいて適格性が承認された場合、患者は、決定日の**12**か月前に受けたサービスに対して発生したすべての適格なアカウントに対して、将来的には 決定日。
- 推定適格基準に基づいて適格性が承認された場合、決定日から**12**か月前に受けたサービスに対して発生したすべての適格アカウントにも経済的支援が適用されます。推定的適格者は、**FAA**の完了または推定的適格性の新たな決定がない限り、決定日以降に提供された**EMCare**に対して財政援助を受けることはできません。
- 病院施設が提供する経済支援の適格性が否定された場合、患者または保証人は、収入または地位に重大な変更があった場合には、再度申請することができます。
- 患者 / 保証人は、本ポリシーまたは**FAP**の適用に関する紛争が発生した場合、病院施設に審査を求めることができます。経済的支援を拒否された患者 / 保証人は、補遺**A**に記載されているように、適格性の決定に異議を申し立てることもできます。
- 紛争または抗議の根拠は書面で、経済的支援の適格性に関する決定から**3**ヶ月以内に提出してください。
- 病院施設は、**Medicaid**申請の結果を待っているため、**FAP**適格性の決定を延期します。

B. 推定経済支援

- 「推定財政援助」の対象者と認定された場合、**FAP**の受給資格を判断するための合理的な努力は求められません。
- **メディケイド**
メディケイドの受給者が、保険適用外であるものの医学的に必要なサービスを受けた場合、仮払い財政支援の対象となる可能性があります。財政援助は、**Medicaid**の発効日より前の場合に承認されることがあります。

責任の所在

CommonSpirit

レベニューサイクルリーダーシップは、病院施設が個人が経済的支援を受ける資格があるかどうかを判断するために合理的な努力をしたかどうかを決定することに最終的な責任を負います。この組織は、病院組織が本ポリシーに記載されている**ECA**のいずれかを進めてよいかどうかを決定する最終的な権限を有しています。

参考文献

コモン・スピリット・ガバナンス方針 財務 **G-003**、*財政支援*

年間承認

コモンスピリット・ヘルス理事会による承認: **2024年6月26日**、未定